

第77回 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会

日 時 令和3年11月24日（水）

10：00～12：00

場 所 くにびきメッセ 大展示場（1／3区画）

○奈良防災部長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第77回島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会を開催します。

まず、開会に当たりまして、会長である知事から御挨拶申し上げます。

○丸山会長 皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、委員の皆様をはじめ多くの皆様に、この足元の悪い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

前回のこの安全対策協議会におきましては、政府の各省庁、そして中国電力から島根原発2号機の審査の内容、また、島根地域全体の避難計画であります緊急時対応の内容、政府のエネルギー政策、島根原発の必要性などについて説明を受けたところであります。

その際、委員の皆様方から様々な御意見を頂戴いたしました。また、この協議会以降に実施をさせていただきました各地での住民説明会や県で開催いたしました原子力安全顧問会議での御意見や、それらに対します県の認識を含めて、本日、御報告をさせていただき、委員の皆様から幅広く御意見を頂戴したいと考えております。本日はどうかよろしくお願いいたします。

○奈良防災部長 本日の議事進行を務めてさせていただきます島根県の防災部長の奈良でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。座らせて進行させていただきます。

まず、議事に入ります前に、会の進め方について、皆様にお伝えします。

会議次第を御覧ください。本日の議題は2つございます。まず、議題（1）において、事務局から資料1及び資料2により説明をいたします。その後、委員の皆様から御意見をいただきます。なお、この説明及び御意見につきましては、論点を分かりやすくするため、安全対策、避難対策、国のエネルギー政策及び中国電力に係るものとその他の事項の4つのテーマに区切って行います。また、時間が許せば、中国電力に係るものとその他の事項のテーマ終了後、会場後方の一般

参加の方からも、4つのテーマ全体について御発言を受けたいと思います。議題（2）においては、資料3により県から説明を行った後、個別に質問をお受けいたします。

なお、本協議会には、島根県原子力安全顧問の方々にもテレビ会議にて御出席をいただいております。

それでは、議題（1）のうち安全対策について、事務局から説明をお願いします。

○佐藤原子力安全対策課長 議題（1）住民説明会等での意見・国等の見解とそれに対する県の認識について、事務局から御報告をいたします。座って説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過等について御説明をさせていただきます。9月15日に島根原発2号機の設置変更許可が出され、同日、経済産業省から県に対し、島根原発2号機の再稼働を進める政府の方針について理解を求められ、まず、県において、政府、中国電力から安全性、再稼働の必要性、避難対策等について説明を受けた後、前回、この安全対策協議会のほか、県議会の特別委員会、原子力安全顧問会議、また、3市及び松江市との共催による住民説明会を計7回開催し、同様の説明をいただいたところです。そうした場に出された質問・意見、それに対する国等の回答趣旨、そして、これらに対する県の認識について、主なものを御報告いたします。

県の認識のうち、安全対策と避難対策につきましては、原子力の専門家である島根県原子力安全顧問から、令和2年度より自然災害対策小会議、原子炉施設の安全対策小会議、避難対策小会議と3つの小会議を設け意見をお聞きしており、先週17日にまとめの会議を開催しておりますが、そこでの結果を踏まえたものとなっております。顧問の意見の詳細は、本日お配りしております島根原子力発電所2号機の安全性等に係る島根県原子力安全顧問の意見、少し分厚い冊子になっておりますけれども、そちらのほうに記載してありますので、後ほど御参照ください。

それでは、資料1を御覧ください。1ポツ、安全対策に係るものとしまして、①から③までは自然災害、地震に関する事項になります。

①では、質問・意見ですけれども、島根原発に及ぼす影響が大きいと考えられ

る地震である宍道断層の長さ39キロメートルについて、これまで何度も長さが延ばされてきているが、その理由は何か。また、宍道断層と鳥取沖西部断層は連動するのではないかとの質疑があり、国からは、従前は活断層が途切れた地点を活断層の端部として扱っていたものを、活断層がないことを明確に証明できない地点は活断層があるものと扱うこととしたため、断層の長さは約39キロメートルとなった。宍道断層と鳥取沖西部断層との連動については、海上音波探査による地下の地質構造や重力異常などの分布などから、連動しないものとしたとの趣旨の回答がありました。

県の原子力安全顧問からは、地震について、宍道断層をはじめとした活断層の調査や評価の結果、基準地震動の評価結果や県独自に確認した熊本地震のような繰り返し地震による影響など、幅広い事柄について御意見をいただきましたが、資料の右の欄に記載してありますように、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と認識しております。

2ページを御覧ください。④、⑤は重大事故対策に関して、外部電源や非常用ディーゼル発電機が使用できなくなった場合の対応や、地震や津波の際の中国電力の対応人員に関し、資料記載のとおり質疑応答がありました。原子力安全顧問からは、いわゆるシビアアクシデント対策について、重大事故の想定及び対策、重大事故対策の有効性、事故のリスクなど、重大事故対策に関し様々な御意見をいただきましたが、資料の右の欄に記載してありますように、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と認識しております。

3ページを御覧ください。⑥はテロ対策に関して、ミサイル等による武力攻撃や大型航空機の衝突等のテロにはどのように対応するののかとの質疑があり、国からは、ミサイル攻撃等の武力攻撃事態やテロについては、事態対処法と国民保護法に基づき対応することとなっている。ミサイル攻撃等で原子力施設が被害を受けた場合には、使用できる設備等で、放射性物質の放出や拡散を防ぐことになるとの趣旨の回答がありました。こうした意図的な航空機の衝突等のテロによる原子炉施設の破壊につきましては、県から国に対し、再度具体的な内容を確認したところ、資料の右の欄、2行目から記載しておりますが、新規制基準では、大型航空機の衝突等によって原子炉建物など原子炉施設の大規模な損壊が発生するこ

とを想定した対策を講じるよう要求しており、具体的には、可搬型設備を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように、手順書や体制、設備等を整備する方針であり、審査において確認しているとのことでした。

また、原子炉に係る武力攻撃災害の発生等を防止するため、原子力規制委員会は、国民保護法に基づき原子炉施設の使用の停止など、必要な措置を講じるべきことを命じることができるとのことでした。さらに、政府としての武力攻撃事態への対応については、具体的な内容は今後の対応に支障を及ぼすおそれがあるとの理由から回答を差し控えるとのことでしたが、国民の生命・財産を守るため、日頃からテロ攻撃や弾道ミサイル発射を含む様々な事態を想定し、関係機関が連携して各種のシミュレーションや訓練を行っているとのことでした。

なお、原子力安全顧問からは、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、県としては、審査結果は妥当と認識しております。

4 ページを御覧ください。⑦は、原子力事業者としての資質についてになります。

不適切事案や不祥事を繰り返している中国電力は原発を運転する事業者として信頼できるのかとの質疑があり、国からは、設置変更許可の審査の中で、技術的能力があることは確認した。また、安全管理や組織の運用管理面の体制については、保安規定の審査で確認していく。一方、事業者の安全意識やその質が確保されているかについては、日常の原子力規制検査で確認をしていく。この検査では、原発に常駐している検査官が必要と考える際に現場の実態を直接確認することとしており、また、事業者の全ての安全活動を検査対象とし、重要度に応じて検査の量や種類を増やすことになるので、事業者の安全意識の確保等に効果的な対応ができると考えるとの趣旨の回答がありました。

このことについて、中国電力は、これまでも認可を受けた保安規定の違反を繰り返していることから、県から国に対して、今後の検査について再度確認を行ったところ、特に島根原子力規制事務所においては、検査官が、中国電力での過去の不適切事案を念頭に厳格に行っていくとのことでした。

また、原子力安全顧問からは、原子力規制委員会の審査結果を疑問視する意見はなかったことから、審査結果自体は、県として妥当であると認識しております。しかしながら、右の欄の下段に記載しておりますが、中国電力に対して住民が不

信感や不安感を持っていることも事実であり、島根原発には、使用済み燃料等もあることから、再稼働するしないにかかわらず、中国電力には安全管理を徹底してもらい、県としては、引き続き、中国電力には安全に対する意識改革の徹底を求め、原子力規制庁には検査等で中国電力の安全に対する姿勢、取組の確認を求めるなど、今後も注視していきます。

5 ページをお願いします。⑨では、安全対策全般について、設置変更許可は規制基準を満たすかを審査するのであって、もうこれで原発事故は起きないということか。リスクがゼロにならないければ、島根原発2号機の再稼働は認められないとの質疑があります。国からは、新規制基準に適合したとしても、また、どのような安全対策を行ったとしても、それが絶対に安全である、リスクはゼロになるということの意味するものではないとの趣旨の回答がありました。県としても、国の回答趣旨のとおりと認識しております。

資料1の1ポツ、安全対策に係るものにつきましては以上になります。

次に、資料を少し替えまして、資料の2を御覧ください。A4の縦長の資料になりますけれども、この資料2につきましては、前回、第76回安全対策協議会終了後に、意見・質問用紙などにより委員の皆様から提出された主な意見の趣旨を事務局で取りまとめたものです。先ほど御説明しました資料1、住民説明会等での主な質問・意見と、それに対する回答趣旨及び県の認識と併せて見ていただけるように、関連する資料1のページと項目番号、資料2の各項目の末尾に記載しております。

それでは、資料2の1ポツ、安全対策に係るものから御説明をさせていただきます。

(1) 自然災害については、日本国中、至るところで大きな地震が多発しているので不安に思う。こういった御意見をいただきました。

また、(2) テロ対策については、10月26日に参加した原子力発電所の視察では、テロ対策等についての対応もきちんとされていたと感じた。

(3) 安全対策全般については、想定されるあらゆる事象に対応していると思うが、想定外ということはあるので、ここままで絶対に大丈夫ということにはならない。生命を守るために自然災害等に対して十分な対策か不安に思う。安全対策の前提となる災害が想定されているが、もっと大規模な災害が発生するか

もしれず、安全対策がどこまで必要か分からない。過剰な対策はしなくてもよいが、最低ラインの対策は必要だと思う。安全性に対し、その努力は理解したが、どうぞ再稼働させてくださいと言うことはできない。日本の海域では過去にあまり例のない軽石などの浮遊物が何キロにも及んでいる事象も起きて、この先も何が起こるか分からず、海水に問題が生じる危険もある。安全対策として、あれだけの設備と投資をしていながら稼働させないのは資源の無駄遣いだと思う。安全対策が何重にも施されており、福島第一発電所のような事故は防げるように感じた。

2ページをお願いします。国の各機関から詳細な説明を受け、相当厳密な基準に基づき対応されていることは理解できた。災害や事故発生時に起こり得る全ての事象に対し想定されるよりさらに高い水準で安全対策が取られていることは理解できた。10月23日の発電所視察に参加して、規制に規制を重ねて安全に稼働できる状態に安心した。また、トラブルの対処にも徹底した教育がなされていることを知った。自然災害等の事故発生対策に向けた取組を実際に見学でき、安全対策に努められていると実感できたとの意見がありました。

また、(4)温排水による影響について、毎年のように海水温が上昇し、魚種が変わってきている。再稼働することにより、温排水は周辺の海水温をより上昇させることにならないのか。近くの定置漁場等に影響はないのか。

こちらの御意見につきましては、資料1に該当する分野の記載がないため、県の対応を以下に記載しております。島根県では、島根原子力発電所から放出される温排水の環境への影響を把握するため、発電所周辺の海域で水温分布調査を計画的に実施しておりますが、その結果は、県が取りまとめ、学識経験者により評価等が行われています。2号機が稼働していた平成23年度までにおいて、生物等の個体数は過去の推移と比べ変化がなく、また、沖合の海水温度も周辺海域の水温と同じであったことなど、特異な状況は認められておりません。今後も引き続き、温排水の影響を把握するため、水温等を測定し、測定項目ごとに温排水の影響に関する詳細な検討を行い、結果については広報誌「アトムの広場」などで周知をしていきます。

議題(1)のうち安全対策に係るものは以上になります。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

なお、ここでの意見は、ただいまの説明内容である安全対策についてのみとさせていただきます。事前に書面にて御意見をいただき、先ほど紹介させていただいた委員の方からも御発言いただけます。

まずは、2号委員である各種団体の方々からお受けしたいと思いますので、御意見のある方は挙手をお願いします。

山崎委員。

○山崎委員 様々な御意見があることを説明していただきました。特に、3ページのテロ対策については、具体的なことは回答を差し控えるということですが、顧問会議での意見で、担当部署等を設けるなどの体制整備が必要だということと、それから発電所内部の人が外部に協力してテロが行われるというのが一番怖い。という記載もあります。このことについては、中国電力の安全対策の体制とか、全国的にいうと、東京電力でいろいろなセキュリティーの不備、セキュリティー対策が全くなっていなかったというのが現実にありますので、この辺については大変不安を持ちます。

あと、中国電力の体制が信用できるのかという意見も出ておまして、そことの関連で、次の4ページになりますかね、原子力事業者としての資質になりますけれども、この資質については、日常の原子力規制検査で確認していくということです。その確認していった結果がどうであったのかということを経期的にわたって県民も安心できないと、稼働していただいているのは本当に困る、その安心がないということがありますので、長期的に今後も注視していくと、最後書いてありますけれども、再稼働の結論は、長期的によく注視した上でということをお願いしたいと思います。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

事務局からコメントありますか。いいですか。

○佐藤原子力安全対策課長 先ほど委員からいただいた意見については受け止めさせていただきます。

テロ対策については、先ほど委員もおっしゃったように、テロを助長するという意味で、具体的なお話ができないという側面があります。ただし、顧問からいただいた意見の中にもありますように、不適切事案への対応も同様ですけれども、

中国電力が、まず規定を守っていくということはしっかりと原子力規制庁にも確認を、これは日常の検査の中でしていただくと、検査結果については公表されておりますので、こういったところで監視をしていくこともできますし、それに対して、県としても安全協定というのを結んで、その上で必要があれば立入調査等を行うということになっておりますので、適切な対応を県としてもやっていくというふうに考えております。

○奈良防災部長 ほかに2号委員の方から御意見ございませんでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 吉田と申します。よろしく願いいたします。

10月の終わりに、原子力発電所の視察の機会を設けていただきました。丁寧に説明していただき感謝いたしております。今回が、私にとっては3回目の見学で、回を重ねるごとに安全対策が進化しているのが目でよく確認できました。

説明で、いろいろなものの数が増えていることも聞いていましたので、実際に電源車や緊急車両が増えていることに、次々に安全対策に努力していらっしゃる中国電力の対応がよく分かりましたし、細部まで御案内いただき、丁寧な説明をしていただき感謝いたしております。

ただ、令和2年度に意見書で、勤務対応で平日、土日、休日に作業する人数が異なると資料にあったことに対して、緊急時にそれに対応できるのでしょうかという意見を出したことがあります。自然災害には土日、休日はありません。明日にでも地震が起こるかもしれません。稼働していなくても何が起こるか分かりません。働く方は大変かと思いますが、毎日100%の対応で安心安全を確保し、電力を届けていただきたいと思います。以上です。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

事務局からありますか。お願いします。

○佐藤原子力安全対策課長 御意見ありがとうございます。

委員からいただいた御意見については、中国電力にも改めてお伝えをしたいというふうに思っております。

体制面についてですけれども、これは県の顧問からも意見をいただき確認はしております。事故が起こった際に、必ずこれだけの人員は参集をするということは確保できるというふうには聞いております。ただ、そうした措置をした上で、

先ほど委員がおっしゃったように万全を期すということもありますので、こういった意見については、中国電力にも伝えていきたいというふうに思っております。
○奈良防災部長 ほかに2号委員の方から御意見ございませんでしょうか。

御意見は、先ほど事務局から御紹介した意見と同じでも構いませんし、分かりづらい箇所があったなど何でも結構ですけれども、いかがでしょうか。ないようでしたら、後ほどお願いします。

次に、1号委員及び3号委員の皆様から意見をお受けしたいと思っておりますので、御意見のある方は挙手をお願いします。

尾村委員。

○尾村委員 まず、基準地震動の問題です。安全対策の①で、宍道断層と鳥取沖西部断層の連動はないという県の認識が示されております。私は、住民説明会で、大地震等に対する様々な不安が出された理由というのは、中国電力が宍道断層の評価を5回にもわたって変更してきた。もともとは活断層がないと言っていたものが、現時点では宍道断層、39キロというふうに何度も評価が変わってきたと、こういう不信があるというふうに思います。

それで、連動ということをよく考える際に、熊本地震というのを私たちは忘れてはならないというふうに思います。ちょうど5年前になりますけれども、2016年4月、熊本地震が発生しました。これは、震度7のいわゆる激震が、約28時間を空けて2回発生したということでございます。すなわち活断層同士が連動したというのが熊本地震でございました。新規制基準というのは、連続地震を想定した対応、基準とはなっていません。私はやはり連続大地震を想定した対応をしっかりと、連続地震想定耐震性の検証というものをやっていく必要があるというふうに思います。

地震ということを考えた際に地震学者の間でも様々な評価が、この点については分かれています。ある専門家によれば、地震発生層の深さにおいて、ですから、地下20キロメートルまでのところにおいて、宍道断層と鳥取沖断層は連動する可能性が高いと見るのが当然ではないかという、こういう評価をなさる方だっているわけでございます。また、2018年4月に島根県西部で地震が起こりましたけれども、山陰地方の地下には、ひずみ集中帯があるという指摘もされています。ですから、私はもう全く、ここで連動の心配はないというふうに県として言

い切るのではなくて、様々な専門家の意見にもう少し耳を傾けていく必要があると思います。

地震の起こる予知とか、どういうふうな点でどういうところで起こるのかというのはまだまだ科学的にも分かっていません。私たちはやはり自然の脅威というものに対して、もう少し謙虚にならなければならない、こういうふうに思います。もう少し様々な意見に耳を傾けていただきたい、このことを求めておきたいと思います。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

事務局からコメントはありますか。

○佐藤原子力安全対策課長 御意見ありがとうございます。

審査結果については、先ほど審査の話については、住民説明会の中でも様々御懸念、御不安、あるいは疑問に思っていること、こういった質問が多くありました。その中で、原子力規制庁の答えとしては、確かに委員もおっしゃるように、基準地震動、極めて厳しめに設定してあるため、2回起きることは想定をしていないというふうにはっきりと回答を、国としてもされています。一方で、県としては、認識欄に書いておりますけれども、起こり得る最大の地震を想定しているけれども、それが再度起こったとしても、機器はある程度の強度を持っているということは、県の顧問から確認をしております。

ただ、一方で、学説等様々ありますし、これから新たな知見というのは当然出てくると思っております。そうした新たな知見が出てきた上で、国としての基準を変える必要があれば、国もそうしたものは変えると思っておりますし、そうした新たな知見を基につくった基準に基づき適合しているかどうかというのは、これは、審査のやり方でもバックフィットというようなやり方がありますので、そうした対応というのはできると思っております。

いずれにしても、そういった謙虚な姿勢を持ちながら、国もそうですし、そういった検討、検証というのは、国においてしっかりしていただきたいと思っておりますし、そういった結果が出れば、当然見直しもされるというふうに認識しております。

○奈良防災部長 ほかに1号委員、3号委員の皆様から御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして、避難対策のほうに移りたいと思います。

避難対策について、事務局から説明をお願いします。

○小村原子力防災対策室長 私のほうからは、避難対策に係るものについて、御説明をさせていただきます。座って御説明をさせていただきます。

避難対策につきまして、多くの御意見をいただいております。説明の順番が少し前後いたしますけれども、先ほどの資料2、第76回の安全対策協議会以降に委員から出された主な意見から御説明をさせていただければと思います。

資料2の2ページをお開きいただけますでしょうか。資料の構成につきましては、先ほどと同様でございまして、後ほど資料1のほうを御説明いたしますけれども、関連する項目と、その際、併せて見ていただけますように、資料1の何ページ、何番の項目かということ、それぞれの項目ごとに書いてございます。最初のほうから、内容について、概要を御紹介していきたいと思います。

まず、屋内退避につきまして、UPZ内の住民は屋内退避を開始する計画になっているが、住民が落ち着いてそのような指示に従うか疑問という御意見をいただいております。

(2) 番になります。要支援者の避難について、高齢者世帯ではテレビやラジオ、告知放送で案内をしても避難をすること自体を理解されない場合も想定され、自治会長が訪問するか、高齢者や要介護者を把握している民生児童委員が訪問するか、誰が責任を持って案内するか分からず心配。そのほか、障がい者の方について、避難ができるかどうか不安とか、高齢者の方、それから、次のページになります、要支援者、例えば高齢者、障がい者の方が、安全かつ円滑に避難できるか心配といった、こういった御意見をいただいております。

(3) 番になります。避難受入れマニュアルの作成状況ということで、広域避難の受入先の計画が未策定、あるいは一番下のポツになりますけれども、避難先の受入れマニュアルが整備されていない状況だということについて御心配の声をいただいております。

(4) 番になります。複合災害時の対応ということで、大規模災害時の対応が必要という御意見、それから、(5) 番になります。避難道路の整備、橋梁の耐震化ということで、こちら、今年7月の大雨災害時、山間部で道路が崩れて全面通行止めになったというようなこともございまして、道路整備の必要性につい

て御意見をいただいております。

(6) 番になります。原発から放射性物質が放出された際の避難ということで、こちらにつきましては、フィルターベントについて、原子力規制庁から説明を受け、広域避難の不安は和らいだといった御意見もいただいております。

めくっていただきまして、4 ページになります。こちらにつきましては、避難対策全般について様々な御意見をいただいております。避難計画は作成されているが、災害時に橋が使用可能かどうかは分からず、屋内退避も市民が指示どおり従うか疑問といった御意見。以下、2 つ目のところでは、人命第一で避難対策をさらに練っていただきたいといったような形で、避難対策のさらなる具体化を求める御意見。それから、情報提供、詳細が分からず不安に思う住民がいるのではないか、あるいは訓練の必要性といったことについて、様々な御意見をいただいております。

(8) 番になります。避難が長期化した場合の補償ということでございまして、こちらにつきましては、長期避難になった場合の学習支援についてということで御意見をいただいております。松江市教委、県教育委員会の協力を積極的に促していかなければならないといったような形で、子供たちの学習支援ということでの御意見をいただいております。

めくっていただきまして、5 ページ、(9) 番になります。学校における避難ということでございます。PAZ内、UPZ内関係なく、仕事を抜けられない親はたくさんいるということでございまして、事前に緊急時に迎えにこれるかどうかの確認を学校ごとにとっておく、そうすることによって、避難がよりスムーズになるのではないかと。また、バスで移動となった場合に、どの学年から乗せる等も学校のほうで決めておいて、話し合ってもらいたいといった御意見をいただいております。

こちらにつきましては、資料1のほうに該当する項目はございませんので、こちらのほうで回答を載せさせていただいております。バスは必要台数確保されており、学校での対応は現状でも可能であると考えてございますけれども、御意見いただきましたように、より円滑な避難行動、こういったことにつながるため、より詳細な手順を検討いただく、これは必要なことだと、有効なことだと考えてございます。

たくさん御意見をいただきましてありがとうございます。資料1に移っていただきまして、こちらで、これまでいただきました御意見、それから、それに対する国の回答の趣旨、それに対する県の認識を御説明していきたいと思えます。

では、6ページのほうをお開きください。①番でございます。屋内退避というところで、屋内退避の有効性等について、どのようにして住民の理解を深めていくのかという質疑がございました。これに対しまして、国からは、例えば自治体等で様々な媒体による広報を実施するほか、訓練の際に住民の方に分かりやすく伝える機会を設けるなど、住民との接点を増やしながら対応していくという回答をいただいております。

これに対しまして、実際の県の取組、認識でございますけれども、右側の欄になります、関係市各戸への広報誌の配布、あるいは原子力防災訓練における緊急速報メールの配信等の広報手段を用いて周知を図ってきているところでございます。また、今後の取組ということでございます。松江市さんの例も参考にいたしまして、周辺3市においても、各戸に原子力災害時の取るべき行動や避難先、避難ルート等が分かりやすく伝わるよう一体となった取組を検討してまいります。

なお、こちらにつきまして、原子力顧問の先生方からは、災害時の情報の発信のやり方等、それぞれの専門分野から御意見をいただいておりますが、原子力災害時の避難方法について、あるいは原子力災害対策指針の考え方、それに基づく県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はございませんでした。

では、めくっていただきまして、②になります。こちらにつきましては、風向きで、住民避難の方角は変わるのではないかという御意見に対しまして、国のほうからは、風向きを予測して避難先や避難ルートを決定することは予定していないといった趣旨の回答をいただいております。また、資料飛びますけれども、⑨のところでは、避難計画の対象範囲について、30キロ圏内に限っているのはなぜかといったような御質問もございまして、国のほうからは、原子力災害対策指針、これの考え方についての御説明がありました。右のほうになりますけれども、顧問からは、この原子力災害対策指針の避難の考え方、あるいはこれに基づきます県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はなかったということでございます。

めくっていただきまして、8ページを御覧ください。③要支援者の避難につきまして、こちらにつきまして、先ほど資料2でも御覧いただきました。高齢者の

方、あるいは障がいをお持ちの方の避難について、様々確実に避難できるのかということでも不安の声をいただいております。例えばでございますけれども、高齢化率が高い地区では、迅速な対応ができず、補助することも困難な場合があるため、自主防災組織など小さな単位から支援体制を考えていかなければならないのではないかと。あるいは人工透析患者が避難する場合、避難先でも人工透析を受けることができるのかといった質疑をいただいております。国からは、福島原発事故の反省から、PAZ内の入院患者や施設入所者、在宅の要支援者等は、まずは、放射線防護機能を付加した施設に一時的に屋内退避をしていただくこととしていると。あるいは人工透析患者などの避難行動要支援者の方につきましては、それぞれの事情を踏まえ、避難先での必要な対応が取れるということが確認でき次第、移動いただくなどの対応を行うという趣旨の回答をいただいております。

これに対しまして、右側のところになります、県の認識になりますが、下のほうに図を載せてございますけれども、避難を行う時期、タイミングでございます。施設敷地緊急事態の段階で避難をするのか、全面緊急事態の段階で避難をするのか、あるいは放射性物質放出後、必要に応じて一時移転等をしていただくのか、こういった時期ごとに、どちらのほうにいらっしゃるか、あるいはその人数、避難に使用する車両等の状況を把握してございます。まずは、こういった把握をいたしまして、実際に避難をするに当たりましては、入所社会福祉施設、病院・診療所等につきましては、施設ごとにつくっていただいている避難計画等に基づいて避難をしていただく。在宅の要支援者につきましても、各市のほうで安否確認等を行いまして、消防団員等の支援を得ながら避難を行うと、こういった計画になってございます。

顧問の先生からは、要支援者の避難対策については、県、市町村、自治会の緊密な連携が必要といったような意見をいただいておりますが、県・市の避難計画や取組を疑問視する意見はございませんでした。

では、続きまして、次のページ、9ページを御覧ください。⑤避難者受入れマニュアルの作成状況ということで、一部まだ未作成のところがあるということで御意見をいただいております。県の認識のところを御覧いただきますと、現在作成中というところもございまして、国の回答趣旨のとおりとしておりますけれども、県といたしましては、仮に、この受入れマニュアルというものが作成でき

ていない状況でございまして、避難所運営は自然災害時と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄につきましては県のほうからガイドライン等で具体的に示しておるということとございまして、現状でも避難住民を受け入れることは可能と考えてございます。ただし、当然ではございますけれども、より円滑な避難受入れということを目指す必要がございますので、岡山県、広島県と連携を取りながら、引き続きマニュアル策定の促進に取り組んでいく考えでございます。

めくっていただきまして、10ページになります。複合災害時の対応と、こちらについても数多く意見をいただいております。自然災害による道路の寸断、これが広範囲にわたる場合、あるいは地震、津波で多くの道路や港が被災し直ちに復旧ができない、こういった大規模な自然災害と原子力災害を合わせて発生した際の実動部隊の支援、これについての質疑でございます。

国のほうからは、道路が使えず、かつ避難しなければならない場合には、海上保安庁、自衛隊、あるいは全国からの警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の支援を得て、ヘリコプターや船舶を使用した避難を実施するという回答をいただいております。こちらにつきまして、本当に確実に支援がいただけるのかというところで、改めての確認をしております。緊急時対応、これ、島根地域全体の避難計画になりますけれども、こちらを作成する際には、実動部隊を所管する防衛省ですとか、国土交通省といった関係省庁も了解をして策定をしておるということで、実動部隊を派遣することは確実であるという回答をいただいております。

具体的な対応方法につきましては、これは、その発災をしたときの状況によりますので、あらかじめ予断を持って申し上げることはできませんけれども、こういったことを踏まえまして、県としましては、大規模な自然災害と原子力災害が同時に起こった場合でも、国からの実動部隊の支援を受け、十分に対応できるものと考えてございます。

その下、⑦番になります。こちらも自然災害に関係するところになってまいりますが、避難道路の整備、橋梁の耐震化というところで御質問、御意見をいただいております。国からは、広域避難計画は、現在利用できる道路を避難経路として設定をしている。より円滑な避難のための道路整備については、地域住民の安全安心のために重要だと認識しているという回答でございました。県の認識でございますが、これも、より円滑な避難が可能になるよう、国に対しては、道路

整備等の支援の拡充を、引き続き要望していくとしております。また、県の幹線道路の整備につきましては規定の方針がございます。これに基づき整備を進めていくという考えでございます。

めくっていただきまして、11ページを御覧ください。⑩番になります。新型コロナウイルス感染症、この流行下で原子力災害が発生した場合の対応について質疑をいただいております。特に、真ん中になりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として、避難所内での人と人との距離の確保などの措置を取れば、避難所の収容可能人数は少なくなると思うが、避難所数は足りているのかという質問をいただいております。国のほうからは、またという以下でございますが、避難所の収容可能人数には一定の余裕分を見込んでいるので、この余裕分を活用し感染症対策に対応することが可能である。その際は、地域の感染症の発生状況や原子力災害の事態の状況の両面からリスクを見て関係自治体と調整を行うこととしているという回答をいただいております。

こちらにつきましても、さらに、万が一、計画以上の避難所確保が必要となった場合、こういった場合にも対応できるのかというところで、改めて国に対して確認を取ってございます。中国地方で避難先が充足しない場合につきましては、不足分について中国地方以外とも災害発生時の広域支援に関する協定を結んでございます。こういったものを、島根県、鳥取県または国が調整の上、確保すること、これを基本としてございますけれども、両県が災害対応等でこの調整を実務上できないという場合には、政府も対応するというところでございまして、こういった備えがあるということで、県としても、このような場合でも適切に対応できると考えてございます。

めくっていただきまして、12ページを御覧ください。⑫の避難対策の実効性の部分でございます。様々な課題がある中で、避難計画の実効性はなく、住民は原子力災害が起こった際の避難に不安を抱いているということでございます。先ほど資料2でも御覧いただきましたけれども、計画のさらなる具体化の必要でございまして、住民理解を深めていくことの必要性、訓練の必要性についても御意見をいただいております。

真ん中の欄、回答趣旨のところでございます。国のほうからは、この避難計画の実効性につきまして、あるかないかという問題ではなく、また、ここまでやれ

ば十分という問題でもなく、継続して高めていくものと考えているという回答がございました。例えば行政の対応能力の向上につきましては、訓練等を通じて、これからも計画は継続的に見直しをしていくと。また、住民理解を深めていくことにつきましては、住民との接点を増やししながら、もろもろ広報手段を通じて対応していくということがございました。こちらにつきましては、県の認識につきましても、国の回答趣旨のとおりと考えてございます。

また、顧問の先生からは、原子力災害時の避難計画の実効性について、県の考え方を疑問視する意見はございませんでした。

では、次のページ、説明につきましては、最後の項目になりますが、13ページ、⑬を御覧ください。避難が長期化した場合、どのような対応が取られるのかということで質疑をいただいております。真ん中、内閣府からは、仮に長期化した場合には、福島のを踏まえながら支援のスキームを用意しているという回答がございました。こちらにつきましては、専門の部署は資源エネルギー庁ということでございましたので、改めて資源エネルギー庁のほうに対応について確認をしております。右側の欄を御覧ください。原子力災害が発生した際には、原子力被災者生活支援チームを早期に投入することとしており、被災者の意向を踏まえ、二次避難先となる賃貸住宅、仮設住宅等の確保に自治体と連携して取り組むなど、住民の避難先の生活支援に責任を持って対処するということがございました。このことを踏まえまして、県としては、避難が長期化した場合にも、国の対応については適切に実施されるものと考えてございます。

私からの説明は以上になります。時間の関係で御説明できなかった項目も含めまして、御覧をいただきまして、様々な御意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

なお、ここでの意見は、ただいまの説明内容である避難対策についてのみとさせていただきます。事前に書面にて意見をいただき、先ほど紹介させていただいた委員の方からも御発言いただけます。

それでは、まず、2号委員である各種団体の方々からお受けしたいと思いますので、御意見のある方は挙手をお願いします。

山崎委員。

○山崎委員 屋内退避のことを住民にしっかり理解していただかなければいけないと、その周知が大事だということがありますけれども、この周知が、今現在どのくらい進んでいるかとか、どういう説明会をしたとか、そういう具体的なものを上げていただかないと分からないと思うんですね。私の周りの方の意見だと、屋内退避するということをあまり知らないという方も多し、それから子供を連れておられたりする方は、それで自分が納得されているかどうか、また、その情報を知っているかどうかということも甚だ疑問だと思います。ですので、この避難方法、屋内退避がまずあるということについての周知、それが具体的にどのくらい知られているかということをお教えいただきたい。それがきちっとないのであれば、そのような調査、それから広報をしっかりした上で、様々な結論を出すということが必要ではないかと思えます。

あと、長期にわたる避難になったらどうなるかということで、今、国のほうからもありましたけれども、例えば島根県内でも、大田から西の自治体は、避難受入れの自治体となるわけです。ですので、その避難受入れとなる自治体の首長さんとか行政の皆さん、それから、そこに住む住民がどのように今考えているのか、しかもコロナの今最中にある中でどのように考えているのか、その辺も様々な会議とか意見聴取をしていただくべきではないかと思えます。

それで、岡山、広島については、こういうことになっていますということだったですけれども、本当にそうなのかということについては大変疑問を持っています。マスコミの報道なんかでも、駐車場が足りないとか、全然敷地面積が足りないとか、そういう報道も今までありますので、その辺もこの簡単なお答えだけでは納得できないということを申し上げたいと思えます。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

事務局からコメントをお願いします。

○小村原子力防災対策室長 御意見ありがとうございます。

まず、屋内退避につきまして、どのぐらいの周知ができているかということをございます。これにつきましては、参考の情報にはなりますけれども、令和元年度の原子力防災訓練の際にアンケート調査ということをやっております。これは、無作為抽出でUPZにお住まいの方に対して実施をした際、指示に従い屋内

退避をすると答えた方の割合がおおむね6割ということでございました。これは一つ参考ということでお伝えをしたいと思います。

それから、広報ということで、具体的にどういったことをやっているかということでございますが、先ほどの資料、6ページのところでは少し簡略に書いてございます。広報としまして、まず、広報誌「アトムの広場」、こちらにつきましては、県内4市、各戸配布というような形で年4回配布をしております。そうした中で、原子力災害時の取るべき行動というところ、屋内退避についても、繰り返し御説明、周知をさせていただいているところでございます。

それから、先ほどは御説明をしておりますけれども、住民の方に参加いただく住民学習会、あるいは原子力関連施設見学会、これも定期的に年4回開いてございますけれども、こういった中でも原子力防災についての御説明をさせていただいております。

それから、原子力防災訓練、これに合わせての周知ということで、これも令和元年度の訓練、先ほども申しましたけれども、屋内退避のエリアメール等でお知らせをするというような形で、こういったときにはどういう行動を取る、エリアメールにつきましては、プッシュ型といいますか、そのエリアにいらっしゃる方、皆さんに届くというような形で、こういった行動は原子力災害のときにはあるんだということの周知を図っているということでございます。

また、この屋内退避につきましては、事前の周知に加えまして、実際に発災をした際、こういった際にも、なぜそういった屋内退避という行動が必要なのか、そういったところも含めて、マスメディア等の放送を通して、あるいは行政が持っているあらゆる手段を通じて提供していくと、こういったことも必要だと考えておりました、取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、2つ目の御意見でございます。受入れというところでございます。こちらにつきましては、両県、山陰以外の山陽2県につきましては、こちらについては、平成26年のところで、避難に関する協定と基本的な協定というのを結ばせていただいております。そこからいろいろと連携を取った取組ということをさせていただいております。説明会等も開催をさせていただいております。そういった中で、一つ、避難先の避難所ですとか、避難経路所、こういったところの選定といったところで御協力をいただきまして、今、避難所、避難経路所につい

では確保ができていくという状況になってございます。

また、受入れマニュアルというところについては先ほど申したとおりでございますが、やはり実際に発災時、原子力災害が発生したときの対応ということについて、円滑になるようにという取組ということでございますと、訓練というようなこともやってございまして、毎年度、通信連絡訓練、これについてはやってございます。それから、実際に避難先に向かう訓練ということも平成30年度から取組をしているということでございまして、引き続き受入先の自治体等との連携、円滑な受入れができるようにと、こういった取組を進めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○奈良防災部長 山崎委員。

○山崎委員 すみません、その令和元年の防災訓練に合わせてのアンケート調査の資料を頂きたいと思っております。どのくらいの数でどうされたのかなという。

エリアメール等の指示に従うというのは、そうなったら従うと思うんですけども、この屋内退避の意味合いというのが、一定の被ばくを覚悟しなければならないということを、住民がそれを容認しているのかどうかですよ。放射線量も人によって容認量があると思うんですよ、年齢もね。だから、幼児とか、本当乳児を育てている方が大人と同じ基準で容認されるのかどうか。そういう丁寧な説明と、それから納得がないと、この避難計画というのはやっぱりいけないと思うんですね。それは屋内退避を入れない限り避難が難しいということだと思いますよ。それは一斉にみんなが逃げたら、本当に大混乱になるのでそうだと思うんですけども、やはりその理由や、そういうことを個人個人がちゃんと説明を受け、納得すべきだというふうに思いますので、あんまりさらっとした、広報誌を配っているからということでは、広報したという、それで済ますわけにはいかないのではないかと思います。以上です。

○奈良防災部長 事務局からコメントをお願いします。

○小村原子力防災対策室長 引き続きまして、御意見いただきましてありがとうございます。

まず、乳幼児の方、乳児の方といったところで、基準がどうかというところでございます。資料1の12ページのところを御覧いただければと思います。先ほどもされましたように、被ばくの程度というところでどうなのかということで、

これも住民説明会、あるいは安全対策協議会等で御意見あったところでございます。乳幼児や乳児であっても同様に屋内退避をしてということなのかということでございますけれども、こちらにつきましては、国のほうからは、そういった方のところも踏まえた上で、今、国際基準というのにはできてございます。原子力災害対策指針の基準というのをできておるということでございまして、福島原発事故の教訓、あるいはIAEAという国際機関の基準も踏まえまして、これよりも一定程度厳しめな数字を取っておると。基本的にこの数字に従っていれば、健康上の影響は大きくないといったような御説明は受けてございます。

その上で、委員のほうからいただきました、やはり周知というところをもっと取り組むべきじゃないかということでもございました。こちらにつきましては県のほうも同様と考えてございまして、先ほど周知というところでも上げてございましたが、今後も取り組んでいきたいと考えてございます。以上でございます。

○奈良防災部長 ほかに2号委員の方から御質問ありませんでしょうか。

野々内委員。

○野々内委員 失礼します。県婦連の野々内です。

13ページの⑬の避難が長期化した場合の補償のところ、少し心配になりました。県の認識として、専門の部署は資源エネルギー庁にありということで、最後に、避難が長期化した場合も国が適切に対応されるものと考えますけれども、物質的なものは一時的には補償というか安心があるかもしれませんが、テレビなどで見てみましても、やっぱり精神的なもの、そして何十年もかかって、そこにまた新しい家を建てたくても、今とてもできなくなったというふうな報道を見ますと、県として、県民が最後の一人までが安心して過ごせるように国に働きかけるとか、何かそういう安心できる一言が必要ではないかなと思っています。以上です。

○奈良防災部長 事務局からコメントをお願いします。

○小村原子力防災対策室長 御意見いただきましてありがとうございます。

ちょっとこちらの資料の書き方のいうところもあったかと思います。当然ながら、こういったことが起こった際には、避難元市、それから県も一緒になりまして、そういった被災者の方の支援ということは行っていくことになります。具体的に、例えば避難先、避難所にずっとということではございませんで、おおむ

ね6か月以内には賃貸住宅ですとか仮設住宅といったところに移っていただくようなことを考えてございますけれども、こういったときにも、しっかり避難元市と連携をして、御意向をお伺いして調整していくと。その際に、自治体だけでは対応し切れないところも出てくると思いますので、そういったところでしっかり国の支援もいただくということで、こちらのほうには書かせていただいたところでございます。少し記載が足りないところについては、御意見いただきましたので、そちらのほう取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

ほかに2号委員の方。

吉田委員。

○吉田委員 10月の協議会から、再稼働について、松江市民の方で賛成派の方、反対派の方、検討中の方たちとそれぞれ話をしましたら、皆さん、避難計画が現実的でなく不安に思っているという共通点がありました。避難計画を作成する際に、住民を交えて住民の考えを聞いて作成されたか不安に思います。不安のない避難計画ができていない現在に、再稼働について検討するのも個人的には時期尚早と思っております。自然災害はいつ起こるか分かりませんので、住民を交えて、避難計画の見直しを早く始めていただきたいです。

10月の協議会で、異なる市町村に住む親子、家族と一緒に避難をしたいと希望しましたことに関しても、やっぱり賛同する方は結構いらっしゃって、避難計画に従わず、家族一緒に避難することを優先するのは人として当たり前でしょうっていうお言葉もいただいております。そのことに、特に松江市民では、どれだけ本当に聞いて、いろんなことをされているかなととても不安に思いますので、できれば原発のある松江市だけでも、アンケートで調査をして、市民の声を聞いて、再稼働のこともですが、避難計画のことなども市民の声をたくさん取り入れて、ぜひ避難計画の見直しをしていただきたいと思っております。

○奈良防災部長 事務局からコメントをお願いします。

○小村原子力防災対策室長 御意見いただきましてありがとうございます。

市民の声を取り入れた形で避難計画の見直しをすべきではないかという御意見だったかと思えます。現在、島根地域全体の避難計画というものにつきましては、国と関係する2県6市のほうで、島根地域の緊急時対応というような形でまとめ

でございます。国の原子力防災会議で了承されたところでございます。これは、原子力災害指針等と照らしまして、具体的かつ合理的であるというところで、それぞれ地区ごとの避難先ですとか、避難手段、こういったものについて決まっているということでございます。

この避難計画でございますけれども、実効性を高めるということ、円滑な避難を行うということにつきましては、訓練等を通じまして、より詳細な手順というところを確認いたしまして、継続的な改善を図っていくということが必要だと考えてございます。こういったところで、例えばでございますけれども、在宅の避難行動要支援者の方の避難訓練、こういったものには、消防団の方、あるいは地区の住民の方にも参加をしていただいて、実際の手順を確認すると、こういったこともこれまで取り組んでございます。そういった結果を基に支援手順の改善を図っていくなど、地域の方々と一緒になって避難計画の実効性を高めていくという取組をしていきたいと、県のほうとしてはこのように考えてございます。

○奈良防災部長 ほかに2号委員、ございませんでしょうか。

石原委員。

○石原委員 島根環境アドバイザーの石原でございます。

福島事故のときに、知り合いの方が、避難訓練を何度かしていたので、どういう状況かすぐ分かったということをしていました。

今回、PAZの圏内は結構されているのですが、UPZの圏内というのはあまり聞いたことがないというか、されているかもしれませんが、多分自治体の何かの代表の方、一般市民にはないように記憶しております。そういった中で、ぜひ一般の方にも避難訓練というのを認識していただけるような機会を持っていただきたいことと、そういった、どこに逃げて、どういうふうに自分たちは生活していくのかという、そういったビジョンも持てるような広報を含めてしていただきたいなと思っております。

○奈良防災部長 事務局からお願いします。

○小村原子力防災対策室長 続きまして、御意見いただきましてありがとうございます。訓練につきまして、UPZ 5から30キロ圏についてどうなんだというところにまずお答えをしたいと思います。

こちらにつきましても、実は、毎年度、避難訓練等についてもやっております。

す。昨年度は少しコロナの関係がございまして、住民の方が避難先へ向かう訓練はできておりませんが、それぞれ松江市の方以外、出雲市、安来市、雲南市につきましても、避難先へ向かう、あるいは途中まで参加をいただいて学習会に参加いただくというような形で参加はいただいているところでございます。なかなか対象も広いということでございますので、一度に皆さん、住民避難訓練に参加いただくということは難しゅうございますけれども、例えば先ほどのエリアメールの広報訓練等を含めて、避難方法について知っていただくようなことを今後も取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

ほかに2号委員ございませんでしょうか。

そうしますと、1号委員、3号委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。

大国委員。

○大国委員 この間の住民説明会等で、島根県の担当者の方なども含めて、住民から直接いろんな意見聞かれたと思います。説明会の中で一番関心が高く、それから、不安の声が多く出されたのはこの避難についての意見だと思うんですけども、これらの意見を直接聞かれて、今の計画、それから、実効性についての様々な見方、この中でより一層の具体化が必要なもの、あるいは今の計画やその都度対応するとされているものについての課題というのが以前にも増して私は見えてきたかなというふうにも思います。これだけ住民の不安が大きいもの、これらについて、この実効性についての考え方について、私はとてもこれが妥当な水準だとかそういうふうには言える状況にない。住民のその避難についての、この担保というのが、私はないというふうに思うんです。住民説明会に参加された方からのお話ですと、様々質問はするけれども、回答は1回きりで、その回答についてまた意見を述べたり、質問をすることができなかったという声もお聞きしました。説明会をやればやるほどいろんな意見が寄せられて、住民の不安は尽きないというふうに私、見ているんですけども、いろいろ意見聞かれた上で、今の避難計画の実効性について改めてどういうふうに考えているのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○奈良防災部長 事務局からお願いします。

○小村原子力防災対策室長 御意見ありがとうございます。

資料1の12ページのところになります。御覧をいただければと思います。

住民説明会等々いろいろ御意見をいただいております。避難計画の実効性と大きなところでいいますと、こちらに書いてあるとおりでございますが、あるかないかということではなく、また、これについては、どこまでやれば十分という問題でもなく継続して高めていくということで考えてございます。その高めていくという中におきましては、例えば原子力災害の防災訓練、こういったものを通じて対策の確認をし、取り組んでいくということ。それから、住民の方への理解を深めるというところがございます。本日も御説明しておりますけれども、各戸に対して原子力災害時取るべき行動ですとか、あるいは避難先、避難ルートということは分かりやすく伝えるといったこと。こういったことに取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

様々御意見いただいておりますので、そういったところも踏まえて、具体化、充実化ということは図っていきたくと、こういうふうに考えてございます。以上でございます。

○奈良防災部長 大国委員。

○大国委員 そういうことではなくて、これまで避難計画立てられました。一応、具体的かつ合理的だというふうに言っていると。ただ、住民側からすると、この避難に対していろんな不安な思いというのが当然ある。具体的なことを知らないこともたくさんある。実効性をより高めていくという努力は当然必要ですけれども、それが今の段階で避難計画づくり、それから、住民の一定の周知徹底も図っているけれども、説明会で明らかになったように、そこに対しての不安や疑問点がいまだ多く出され、今の計画の段階で、実効性の水準で、これが妥当なのかと、妥当と言えるのかということについて県の見解をお尋ねしていますが、いかがでしょう。

○奈良防災部長 事務局からコメントありますでしょうか。

○小村原子力防災対策室長 申し訳ありません。繰り返しになりますけれども、実効性につきまして、県の認識につきましては、本日お示しをさせていただいております。こちらについては、あるかないか、あるいは十分かどうかということではなくて、高めていくものだということで取り組んでいきたいということでございます。

○奈良防災部長 知事のほうから発言がございます。

○丸山会長 避難計画についての実効性、あるなしということについて、このあるかないかという問題じゃなくという言い方はちょっとあまり適切ではありませんが、あるか、ないか、あると言って、それ以上努力をしないという問題ではないという認識であります。島根県、そして関係市、これは鳥取県も含めてでありますけれども、それから、政府として決めた計画というのは実行できる、実行する計画としてつくっておりますので、この実効性ということについてはあるものとして、ただ、それをどんどん高めていかなきゃいけないというものとして我々は捉えているという認識でございます。それについてのここの周知、また、不安といったところがあるところについて、それを解消していかなきゃいけない、できるだけ解消していかなきゃいけないという課題は当然抱えておりますので、そういったもののできるだけの解消に向けて、これは関係市、国も含めて取り組んでいかなきゃいけない課題だという認識であります。

○奈良防災部長 ほか、1号委員、3号委員の方から御意見ありませんでしょうか。ありませんでしょうか。

それでは、ここで一旦休憩としたいと思います。5分間休憩を取りたいと思いますので、ちょっと中途半端ですけど、11時18分まで休憩とさせていただきます。では、休憩のほうに入ります。よろしくお願ひします。

〔休 憩〕

○奈良防災部長 それでは、会議を再開します。

続きまして、国のエネルギー政策について事務局から説明をお願いします。

○周山地域政策課長 失礼いたします。それでは、資料2の、前回の協議会終了後に委員から出された主な意見について説明いたします。

5ページを御覧ください。国のエネルギー政策に係るもの、(1)原発の必要性について、必要性については皆さんおおむね理解したというお答えでしたけれども、その上で、推進してほしいという意見もあれば、島根原発の危険性から松江市にないほうがいいのか、賛成、反対いずれにするか迷っているという御意見がありました。

6ページ、核燃料サイクルにつきまして、核燃料サイクルは本当に実現するのか疑問。また、核のごみ対策は早めに結論を出してもらいたいと、そういう意見

がございました。

それでは、続きまして、資料1につきまして御説明いたします。14ページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

①原発の必要性について、海外では原発を止めている国があるのに、日本で維持しようとする理由は何か。国際エネルギー機関はクリーンエネルギーへの転換において原子力は重要な役割を果たすとしており、アメリカなどをはじめ、原子力政策を積極的に推進している国もある。資源の乏しい我が国の経済や生活を守っていくためには、電力安定供給、経済効率性、環境適合の観点から、安全性の確保を大前提とした上で原子力を使っていかざるを得ないというのが国の回答趣旨でありました。

県の認識といたしましては、国のエネルギー基本計画におきましても、我が国は四方を海に囲まれ、国際連系線がなく、化石資源に恵まれず、遠浅の海や平地が少なく、自然エネルギーを利用する条件も諸外国と異なっている。そういうことからエネルギー供給の脆弱性を抱えているとあります。こうした観点を踏まえ、国の回答趣旨については理解できるものであります。

②番目、原子力の発電コストが低いとはいえなくなったという指摘があるが、メリットは薄れているのか。これについて、国からコスト試算について説明がありまして、更地に新たな発電施設を建設することが前提であって、最も低い事業用太陽光と比べて原子力は若干高いけれども、低廉な電力となっている。

なお、この試算については、原子力については安全対策費などの費用が含まれているけれども、事業用太陽光については天候によって左右される出力を調整するためのバックアップのコストは含まれていないという説明がありました。この、国の回答趣旨については理解できるものであります。

③番目、電気が足りている現状で原発を稼働する必要があるかということにつきましては、電気は現状では足りているけれども、需給の状況は逼迫してきている。そうした中で地球温暖化に対応するためには、再生可能エネルギーの導入を図る必要があるが、賦課金という形で国民負担が増えていくこと、気象条件により出力が不安定なことなど課題がある。こうしたことを踏まえると、原発も一定程度必要である。日本が抱えるエネルギー事情を丁寧に説明していくということでありました。この国の回答趣旨についても理解できるものであります。

続いて、15ページをお願いいたします。④番目、CO₂の排出削減目標について、原発ではなく再生可能エネルギーでは達成できないのか。これにつきまして国から回答もいただいておりますけれども、県の認識のところに書いておりますが、国に改めて確認したところ次のとおりの回答でありました。この回答については理解できるものであります。再生エネルギーについては、国民負担の抑制や地域との共生を図りながら主力電源化していくことが政府の基本方針である。しかし、再エネの主力電源化に当たっては、再生可能エネルギーのポテンシャルの大きい地域と大規模消費地を結ぶ系統容量の確保や、太陽光や風力の自然条件によって変動する出力にどう対応するかという課題がある。平地が限られているといった我が国特有の自然条件や社会制約へ対応する必要もある。適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じて地域との共生を進めていく必要がある。発電コストが国際水準と比較して依然高い状況にある中で、コストの低減とか国民負担の最大限の抑制を図る必要、そういった課題があると。これらの課題の克服に向け、揚水発電の活用、蓄電池の導入拡大等による調整力の確保等に取り組んでいくんだけど、再生可能エネルギーの技術開発やコスト低減の見通しは不確実性がある。こうした不確実性を考慮せずに再エネだけで電力需要を賄おうとすることは我が国のエネルギー政策として適当ではないと考えているということでありました。

⑤番目、今の日本のエネルギー事情を考えたときに原発は必要不可欠な電源であるということを政府がはっきりと示すべきではないか。このことにつきまして、県の認識のところに書いてありますけれども、国に改めて確認したところ次のとおりの回答がありまして、この回答については理解できるものであります。資源が乏しい日本において気候変動対策を進める中であっても、安定的で安価なエネルギー供給を確保することは最重要な課題であると。その上で、電力供給をする上では、S+3Eのバランスを取るため、ベースロード電源、火力や揚水式水力、蓄電池などの調整力、再生可能エネルギーをうまく組み合わせることが重要でありまして、こうした観点から、ベースロード電源を含めあらゆるエネルギーを活用していくことが重要であると。こうしたことから、安全性を最優先に、原子力発電を活用していくことは必要不可欠であると考えている。国も前面に立って説明会などを通じて丁寧な説明を尽くし、地元の理解を得ながら再稼働を進めてい

くということでありました。

続いて、核燃料サイクルについての質問でありました。放射性廃棄物の問題のめどがたっていない中で原発を動かしてもらっては困ると。仮に六ヶ所の再処理工場が稼働すれば年間8トンのプルトニウムが出てくるけれども、使う当てもなく、核不拡散条約に抵触し、国際的な信用を失う重要な問題ではないか。使用済MOX燃料の再処理については全く予定が立っていない。これについては、国の回答趣旨としては、六ヶ所村の再処理工場、MOX燃料加工工場に規制委員会の許可が出たこと。最終処分について北海道の2町村で文献調査が開始されたことは一定の前進と考えている。廃棄物については社会全体で解決しなければならない課題であり、政府として強い決意と意見を持って取り組んでいく。国際原子力機関では、日本にはプルトニウムを含めて全ての核物質が平和的な利用にとどまっているという結論を出しています。電気事業連合会においても新たなプルサーマル計画を令和2年12月に策定しており、プルサーマルを早期かつ最大限導入することとしているという回答がありました。これにつきましては、核燃料サイクルの推進については国が前面に立って取り組むべきであり、県といたしましては、再処理事業の進捗状況を注視するとともに、引き続き国に対しまして取組を加速させるよう求めていくこととしております。

⑦番目、原発の必要性ということに関して、国が原発の再稼働を国策として進めることを説明し、安全性についてしっかりと検証すれば国民の理解は得られるのではないかと。再稼働は必要であるということ、再稼働に賛同される意見がございました。県の認識ですけれども、政府が御意見のような考え方に基づいてエネルギー政策を進めているものということは認識しております。ただし、島根原発2号機の再稼働については、一般論ではなく個別事情を踏まえ総合的に判断していく、そういうことにしております。

国のエネルギー政策に係るものは以上であります。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見をいただければと思います。最初に、2号委員の委員の皆様からお受けしたいと思います。

山崎委員。

○山崎委員 ①から④の意見については大変重要な疑問だと思います。この安対

協、または住民説明会でも、国のエネルギー政策についての説明を国から受けたということでした。それだけを聞けば、そうなのか、仕方がないなみたいな感じになると思うんですけども、このことについては別の見解を持つ研究者も多数いますので、県民に両方の考え方を提示するべきではないかと思います。国のエネルギー政策についての説明のみで結論を出すことはできないと思いますので、様々な見解を持つ研究者の話も併せて聞かせていただきたい。それをもって県民が判断するべきだと思いますので、そういう方向もぜひやっていただきたいと思っています。

それと⑥番のことについては、この核燃料サイクルについては、こういう不確実な状況では本当に不安しかないというか、先が見えないということですので、このことについてはしっかり核のごみの処理方法というものが決まっていらないのに新しいごみをどんどんつくるということは許されないことだと思いますので、ここは軽視するべきではないということをおし上げておきます。

○奈良防災部長 事務局からコメントありますでしょうか。

○周山地域政策課長 後から言われた核燃料サイクルをめぐる諸課題については、県といたしましても、県の国に対する重点要望を通じまして使用済み燃料の搬出や譲渡は確実に行われるよう、使用済み燃料の処理、処分などの核燃サイクルの課題の解決について国が前面に立った取組を加速させることを国に強く働きかけておるところであります。一定の取組は進んでいると考えておりますが、引き続き、さらに取組が進むよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

○奈良防災部長 2号委員の方、ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 本日、新聞記事に、国家備蓄の石油の放出という記事が出ていましたけれども、たしか1970年代にオイルショックで備蓄が始まったと認識しています。これ、脆弱な日本のエネルギーに対する施策だったと思います。そういった中で、いまだかつて資源に乏しいというのは間違いありません。ましてや島国で、他国からエネルギーが入るわけではないし、日本の特殊性等を考慮が必要で、安定的なエネルギー源確保の重要性があると思います。例えば悪天候で太陽光や風力の電源需要が賄い切れなくなった場合に化石燃料に頼らざるを得ないのですが、そこには電気料金や物価の高騰を招くということがあります。実際、私、

環境省の認定のうちエコ診断士としていろいろな家庭の診断をさせていただくと、エネルギーは非常に大事なことでして、特に社会的弱者は本当にもろにあおりを受けていて、どうやってこの冬に暖房を取っていくかというふうな真摯なことも相談を受けております。

そういった中で、東日本の大震災のときに震源から一番近かった女川の友人がともかく原子力発電を早く再稼働してほしいということを書いておりました。それはなぜかという、水産加工販売をしていたのですけれども、冷凍庫の電気代が、自分は震災で生きてきたんだけれども、電気代で自分も自殺しそうだと言っていました。そういった電気料金、特に原子力の、安価とは言いませんけれども、安定供給があるということの意味合いというのはすごく重要なことだと思います。

特に、先般グラスゴーで開催されたCOPも終わりましたが、化石燃料は悪役ということになっていきますけれども、そういうふうなことから考えて、安全保障の観点から化石燃料はもう必要悪という意識で、だから、多面的に見てエネルギー構成を考える必要があると私は思っております。できれば、震災後国内初となるBWRの再稼働に向けて、いろいろな側面から考えていただいて、私自身、この日本の脆弱なエネルギーを考えると一日も早く再稼働を望むわけですが、これは国の原子力に対する必要性というのをはっきりと明示してほしいということがあります。

それと、核燃料サイクルの話ですが、先般、六ヶ所村の核燃料サイクルを見学してきました。何度も行っているのですが、行くたびに一大産業となっていて、もう本当成熟しているのに非常に驚きました。青森県内の一番の大企業がこちらの六ヶ所の原燃になります。これを考えると、経済と環境とをどういうふうに関係させるか、S + 3 Eの話になりますけれども、平和利用して不拡散対策をきちっとしている処理工場だと私は認識しました。

先般、コロナ禍になる前年にフィンランドのオルキルオトとスウェーデンのフォルスマルクに行ってきました。最終処分施設が建設されているのですけれども、地下500メートルの直接処分、あちらは直接処分だったんです。ガラス固化体にするわけではなくて直接処分で、それこそ技術が発展すれば、そのまま直接処分のもをまた取り出して使えるエネルギーになるんじゃないかということと言

ってらっしゃったのですが、日本の場合は、場所的にもそういった地層をそのまま直接できるところはないように思いますし、特に平和利用という部分でガラス固化体にせざるを得ないのかなと思っています。そういった中で、行って見て初めて分かったことたくさんあります。このエネルギーのことも、それから地層処分のこととも百聞は一見にしかずということで、ぜひぜひ、フィンランドに行けというわけではないのですが、国内でもそういった再稼働の研究施設があるので、実際に見に行ってほしいなと私は思っております。

そういった中で、国が一丸となってこの施策を進めていく、だから、再稼働も含め、エネルギー源のことも含め、地層処分のことも含め、国民一人一人が理解した上で進めていけるように国のほうがもっともっと真剣になっていただければなと思っています。以上です。

○奈良防災部長 ありがとうございます。これは意見として承りたいと思います。ほか、2号委員の方。

井上委員。

○井上委員 井上といいます。よろしく申し上げます。

前回の10月のときから始めて今日で2回目、出させていただきます、とても勉強になります。エネルギーのこととかあまり勉強していない私ですが、実は再生エネルギーについてですが、先般出かけてきましたところ、熱海の災害もありました、太陽光がいけないというのではなくて、太陽光を押し進めていく上でいろんな環境のこととか、実は私の職場の横にも太陽光エネルギーが今造られようとしています。業者の方は1つ田んぼを挟んでいるから我々は隣地じゃないということで、全然相談も何もなしに勝手に設置されました。それが分かりまして、一応苦情は言いました。隣の方なんか民家ですので、景観はもちろん悪いのですが、集熱板の向きによっては随分まぶしくなるじゃないかとか。今、この間もテレビで言っていました。無作為にどんどん山を削っていくから災害が起きる。そういうことも言われまして、それから一番感じているのは、この間もちょっと伺ったんですけれども、これも機械ですので原発と同じように耐用年数というものがあると思うんですね。聞いたら大体年に二、三%ぐらいずつ集熱する力が弱くなっていく、そうすると経済的に回らなくて、いずれかはやめなければいけない。そうするとき処理が、これがまたすごい産業廃棄物として問題になるので

はないかということも聞いております。そういう場合、今エネルギーを使うことだけを考えていますが、私としては、エネルギーというのはとても大切なものですが、もうちょっと使い方を考えなければいけないのかなとこの頃思うようになりました。福島のとくに、計画停電があつて、例えばヨーグルトを作っている会社、納豆を作っている会社、そういう食品、命に関わる食料問題なんか、それから、今、医療でも、それから、私の家は畜産業ですが、畜産なんかでも例えば電気がなくなったら牛の乳を搾ることができなくなる。計画停電なんかになったらそれはどうするのか。自家発電という方法もあります。うちも養鶏をやっておりますが、とても人間の手ではやれるような設備ではないので、機械、電気がないと大変困ります。だから、もうちょっとエネルギーを使うことばかりを考えるのではなくて、もうちょっとどうやったらエネルギーを使わない生活ができるのかということもやはり国民の皆さんも国もそういうことを考えていかなければならないと思います。例えば私は農業のことしか分かりませんが、みんな電気は今使い放題なんですね、一年中おいしいトマトが食べられる。一年中おいしい魚が日本どこでもいつでも北海道のものが明日には島根県でも食べられる。そういう、食生活に関してですけれども、いろんなこと、やっぱり原発なしで再生エネルギー100%にするということになれば、そういうところからもうちょっと考え直していかなければ、冬にイチゴが食べたいというのをちょっと我慢して、冬にイチゴはやめようとか、そういう生活になるということ、農家の方はもちろん大変だとは思いますが、やはりエネルギーを供給することばかりではなくて、いかにしてエネルギーを使わなくても済むような生活の仕方があるのではないかとということも、やはりちょっと考えていく必要があるのではないかとということ、この会に出て随分痛感しております。大して意見になるとは思いませんが、これが私の意見です。

○奈良防災部長 ありがとうございます。これ、意見として承ります。

ほか、2号委員の方からありませんでしょうか。

そうしますと、1号委員、3号委員の方から。

尾村委員。

○尾村委員 島根原発2号機は国の核燃料サイクル政策に基づいてプルサーマルをやるということになっているんですね。私はこの間の住民説明会とか、それか

ら、中電の説明会の中でもこのプルサーマルという点での議論が不十分だというふうに思えてなりません。経過的に見ると、島根原発2号機のプルサーマル計画、これは2008年に設置変更が許可され、その設置変更許可を受けて、島根県は2009年に2号機のプルサーマルを了解し、その2年後の2011年に福島原発事故が起こった。こういう経過になっています。その福島原発事故においても福島第一原発の3号機はプルサーマルの運転をしていました。それで爆発したわけでありまして。そのプルトニウム利用計画を見た際、先ほど報告もあつたのですが、今年の2月にプルトニウム利用計画が公表されておりますけれども、中国電力が、今、プルトニウムを1.4トン所有していると、1.4トン中国電力が持っているプルトニウムを、中国電力は大体年間約0.4トンプルトニウムを使うということを計画で明らかにしています。電気事業連合会も自社で保有するプルトニウムは自社の責任で消費することが前提だと、このように言っています。ですから、中電が現在持っている1.4トンのプルトニウムはこの島根原発2号機でプルトニウムを使っていくんだというのがこの計画です。私は先ほど時系列的なことを言いましたけれども、2009年に島根県は了解した。福島原発事故は2011年に起こった。2009年のプルサーマル計画の際、出雲市さんとか、雲南市さんとか、安来市さんは全くプルサーマルの計画について議論の中には入っていらっしやいませぬ。しかし、中国電力はずっとこのプルサーマル計画やるということになるわけですから、やはりこの点で、今、周辺の3市といわれるところもきちっとこのプルサーマルについての説明をやっていく必要がある。これは、やりたい事業者のほうがかきちっと説明責任を私は果たさないといけない、こういうふうに思います。やはりプルサーマルのこの基準という点を見ても、旧規制基準のままであつて、福島事故を受けて決めたはずの新規制基準に新たな規制が設けられていません。こういう点で再度このプルサーマルはどうなのか、本当にやっていいのか、プルトニウムを、危険な猛毒物質プルトニウムを燃やし続けていいのか、こういう、私は議論をしっかりとやっていく必要があるというふうに考えます。以上です。

○奈良防災部長 事務局からコメントありますでしょうか。

○佐藤原子力安全対策課長 御意見ありがとうございます。

委員の御意見に対して二面から説明させていただきますと、まず一つは手続の

話です。手続の話でいいますと、今回、新規制基準に基づく適合性審査ということで、基本的にプルサーマルを前提にして審査が行われたというふうに認識をしております。ただ、一方で、これはもう一面の話ですけれども、プルサーマルについて説明を尽くしていかないといけないという、これはもう別の話で、委員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。ですので、その点については、これは我々県としても、国に対して、住民説明会でいろいろ説明はしていただいたのですが、引き続き丁寧な説明をしてくれということは要望しておりますし、当然、中国電力、事業者である中国電力もそうした説明をするというのは、これはある話だと思っておりますので、こういった御意見をいただいたことについては中国電力にも伝えて、適切に対応していただくというふうに思っております。

○奈良防災部長 ほか、1号委員、3号委員の方ございませんでしょうか。

それでは、続けて次の項目、中国電力に係るもの及びその他の事項について事務局から説明をお願いします。

○佐藤原子力安全対策課長 事務局から御説明させていただきます。

資料1の17ページを御覧ください。4ポツ、中国電力に係るものとしまして、①では安全協定について、立地自治体並みの安全協定締結を望む周辺自治体からの要請に対し、正面から答えようとしない中国電力の姿勢について改善を求めたい。周辺自治体に対し、立地自治体並みの安全協定を認めることが中国電力の信頼回復につながるのだと思うとの質疑があり、国からは、事前了解等についてはこれまでの経緯を踏まえ対応しているが、周辺自治体の住民の安全と環境の保全を守るという安全協定の趣旨は全く同じであると。安全協定だけが住民の安全を守るものではないと考えており、原子力防災の取組も含めて協議しながら、できる限りの対応をしていくとの趣旨の回答がありました。県としては、安全協定については立地自治体と周辺自治体の双方が、それぞれ異なる立場から妥当な内容を主張されていると受け止めており、どちらかにくみしてこうすべきということは適当でないと認識しております。国に対しては、立地自治体、周辺自治体の双方の意見が、稼働、再稼働の判断に適切に反映される仕組みを引き続き要望していく考えです。

②では、原子力事業者としての資質について、中国電力に対しても安全対策に係るもので御説明させていただきましたが、資料1の4ページと同様の内容の質

問、意見がありました。県としては、先ほど安全対策に係るもの⑦の項目で御説明したとおりの認識であります。

③は使用済み燃料の最終処分に関して、島根原発の使用済み燃料は全量搬出されるのか、乾式キャスクを設置する予定はあるのかとの質疑があり、中国電力からは、島根原発は貯蔵用量にまだ余裕があるため、当面現行の貯蔵設備を活用する。将来は使用済み燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等、種々の貯蔵方策について検討するとの趣旨の回答がありました。県としましては、中国電力の回答趣旨にある敷地内外における乾式貯蔵施設については安全協定に定める事前了解事項であるが、中国電力から事前了解願が提出されたことはなく、県として了解したこともないと認識しております。今後も再処理事業の進捗状況を注視していくとともに、引き続き、国に対し核燃料サイクルの取組を加速させるよう求めていく考えです。

資料 1、4 ポツ、中国電力に係るものの御説明は以上になります。

続けて、次の 18 ページを御覧ください。5 ポツ、その他としまして、①判断時期について、国は、なぜ、設置変更許可後という時期に県に対し再稼働に対する理解の要請を求めてきたのかとの質疑があり、国からは他地域と同様の扱いとしていると、こういった趣旨の回答がありました。これについては回答内容が十分でなかったとし、再度、県から国に対し確認をしたところ、原子力規制庁は設置変更許可の審査の段階で、基本的な設計方針に加えて、詳細設計の部分にも踏み込んで確認をしているとのことでした。県としては、国がいつ理解要請を求めていくかは国の判断により決められたと認識しております。

②アンケート、住民投票について、一旦再稼働すれば、住民は長期にわたりリスクを負うことになるのに、その判断を一部の人で決めてよいのか。例えばアンケートや住民投票を行って合意形成するようなプロセスをつくるべきとの意見がありました。国の見解につきましては、資料記載のとおりですが、県としては、政治行政の仕組みとして有権者から選挙で選ばれた者がその職責を果たすことが基本というふうに認識しております。

資料 1 の御説明は以上になります。

続いて資料の 2、6 ページをお願いします。こちら、前回の会議後に委員の皆様からいただいた御意見、4 ポツ、中国電力に係るもの、こちらの御説明をさせ

ていただきます。

(1) 原子力事業者としての資質について、中国電力は地域活動等に参加し、住民もその取組について説明を受け、原発も視察で見ている。人為的ミスなどはあるが、その後の改良する努力はされていると思う。一方、中国電力はそうした努力をしている中で、特定重大事故等対象施設の審査に関する非公開ガイドの誤廃棄などが起きたことを聞いてがっかりしている。島根原子力発電所1号機が建設されることから不安を抱いていた。中国電力は過去何回か人為的なミスが発生している。今後はこうした人為的ミスに注意し、より一層の緊張感を持って臨んでほしいとの意見がありました。

7ページをお願いします。(2)として、原子力事業者としての責任について、実際に自分の目で見ると様々な努力をされていることが分かった。中国電力が原発に関する方針を主張する動画はよい評価が大多数だが、怒りを表した人も1割程度あったようだとの御意見がありました。

最後になりますけれども、資料2、7ページの5ポツ、その他に関する意見です。様々な御意見をいただいております。まず、稼働すれば安心して暮らせない地域とならないように私たちが常に関心を持つことが大切である。島根県の子供たちはとても長い期間原発と向き合っていくことになる。原発の立地県として常時の心構えを幼い頃から理解し、地元の子供の中から原子力発電所の技術者になってくれることを強く希望する。国や中国電力の方でも、島根県に永住し、原発の行く末を見ていただける方に説明をしてもらいたいと思う。人々の豊かな生活のため、その維持のための政策であり、会社運営ではあるが、今までの先行した事例を見る限り成功例は一つもない。チェルノブイリしかり、プルサーマル施設しかり、そして、福島しかり、六ヶ所村にしても止まっている。何とかなるでは済まされない悲しい実情がある限り、再稼働はやめるべき。後処理にも時間とお金はかかるが、将来に悲劇を起こさないためにも中止すべき。いつから身近に感じ、自分事のようにみんなが捉えて動けるのか、稼働ということになってから緊急時の対応について話し合っでは何かが起こってしまうかもしれないため、稼働する前に学校、病院、職場、地域等にもっと働きかけ、何をしていかなければならないのかを、誰かが、どこかで発信していかないとなかなか前には進まない。2号機の稼働は安全第一に、各市町村の合意の下で稼働するべき。原子力は電力

需給には欠かせない存在だが、安全に供給できることが最大の条件。現在、島根原発内では3, 100人の方が働き、経済効果として交通、宿泊や飲食などの多くの職種や、島根に限らない地域への波及があると思った。私も含め、皆がもう少し暮らし方を考えなければいけないのではないか。

議題1の説明は以上です。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

では、委員の皆様から御意見をいただければと思います。

まず、2号委員の方から御意見いただきたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いします。よろしゅうございますか。

そうすると、1号委員、3号委員の方、御意見ございませんでしょうか。

大国委員。

○大国委員 この間、説明会を様々な主催によって開かれているところですが、住民の中からは、思うように議論、質問できなかつたという方も一定数おられまして、今このタイミングでしっかり情報提供をする、みんなによく考えてもらうというのは、これはこれで大事なことだと思いますので、住民に対する説明、しっかり尽くすという。それから、同時に様々不安な意見、具体的なそういう課題等を示される方もありますので、引き続きこの住民説明会といいますか、その住民の声をしっかり聞く機会というのを設けていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○奈良防災部長 事務局からコメントをお願いします。

○佐藤原子力安全対策課長 御意見ありがとうございます。

県では、もう委員も当然御承知だと思いますけれども、松江市と、それから周辺3市の中で計7回住民説明会を行っております。開催回数が少なかったために出席できなかった方がおられるというふうには考えておりません。そのため、住民説明会の追加開催については考えておりませんが、説明をしていくということの必要性というのは当然ありますので、様々な形で引き続き理解を深めていくという活動はやっていきたいというふうに思っております。

○奈良防災部長 ほかに1号委員、3号委員の方から御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

ちょっと時間が押しておりますので、大変申し訳ありません、一般参加者の方

からの質問につきましては、お配りしております用紙のほうに御記入いただければと思います。後ほど県のホームページのほうで御紹介をさせていただきます。

それでは、議題1につきましてはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、議題2につきまして事務局から説明をお願いします。

○西原子力環境センター長 失礼します。資料3につきまして、島根原子力発電所周辺環境放射線等の調査結果について御説明申し上げます。今回は評価が確定をしております直前の1年間、令和2年の7月から令和3年6月までの結果について御報告いたします。

まず1つ目、環境放射線等の調査結果でございますが、大きく分けて2項目調査をしております。1つ目が空間放射線、2つ目が環境試料中の放射能でございます。空間放射線につきましては、モニタリングポストによる連続測定を24の監視地点で実施しており、線量率の上昇が見られるような事象はございましたが、いずれも降水、降雪等によるもので、島根原子力発電所による影響は認められませんでした。

(2)のほうの環境試料中の放射能でございますが、一部の試料から、過去の大気圏内核実験等によるものと思われる微量の放射能を検出しましたが、島根原子力発電所による影響は認められませんでした。したがって、環境放射線等につきましては発電所による影響は認められなかったという評価をしております。

2つ目の温排水の調査結果でございます。水温等の調査項目ごとに温排水の影響に関する詳細な検討を行いました。温排水に起因する特異な状況は認められませんでした。

以上が結果の概要でございます。

なお、今回説明のほうは省略させていただきますが、具体的な数値データ等につきましては3ページ以降に記載をしておりますので、御覧をいただきたいと思います。以上でございます。

○奈良防災部長 ありがとうございます。

それでは、議題2の説明について御質問、御意見等はいかがでしょうか。これはどなたでも結構でございますが、よろしゅうございますか。

そうしますと、議題2につきましてはこれまでとさせていただきます。

全体的な質疑でございますけれども、本日、時間の都合で御発言いただけなかった委員の方、あるいは後ほど追加の質問や意見が出てきたような場合につきましては、資料の一番後ろにつけております質問用紙に御記入いただければ、後日県のほうで適切に対応したいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

では、会議の最後に当たりまして、知事から御挨拶申し上げます。

○丸山会長 委員の皆様方には長時間にわたりましてこの県側からの御説明、それに対する御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。御出席の委員の方々からは幅広い御意見を頂戴できたところでございます。

島根県といたしましては、本日いただいた御意見も含めまして、今後、関係自治体、また、県議会からいただく御意見を踏まえた上で、この島根原発2号機の再稼働の可否につきましては総合的に判断をしていく考えでございます。

先ほど司会からお話ございましたとおり、この会議の中で御発言が難しかった部分につきましては、追加でこの用紙等で頂戴いたしまして、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

本日は長時間にわたりまして御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

○奈良防災部長 それでは、これで会議を終了いたします。ありがとうございました。